



わが家をどうしたらよいかわからない？

わが家を将来、どうしたらよいかわからない時、家族だけで悩まないで、専門家に相談してアドバイスをいただいたらどうでしょうか。前に進むきっかけがつかめるかもしれません。

専門家に相談してみよう！

半田市建築課では、空き家に関する相談を総合的に受け付けています。また、各種の専門家にお繋ぎするお手伝いを行っています。どうぞお気軽にご相談ください。

半田市の無料専門家の相談

司法書士による空き家・登記無料相談（相談・登記）

◆申込先：半田市建築課住宅担当



弁護士の無料法律相談（相続・法律）

◆申込先：半田市市民交流センター
TEL.0569-32-3430



● 各種専門家の相談窓口

● 土地家屋の売却・賃貸・管理、家屋の解体・リフォームに関すること

◆空き家総合相談窓口（愛知県宅地建物取引業協会） TEL.052-522-2567

● 相続・登記・遺言・成年後見に関すること

◆愛知県司法書士会 TEL.050-3533-3707

● 敷地境界に関すること

◆愛知県土地家屋調査士会 TEL.052-586-1200

● 除草・剪定・外観点検などに関すること

半田市シルバー人材センター TEL.0569-22-8736

● 土地家屋に関する補助制度などの紹介

● 半田市木造住宅耐震改修補助

◆申請先：半田市建築課



● 半田市木造住宅取壊し補助

◆申請先：半田市建築課



● 半田市ブロック塀等撤去補助

◆申請先：半田市建築課



● 空き家の譲渡所得の税制控除

◆相談先：税務署



わが家を あした、空き家にしないための
いま、空き家に行っている場合の

A.B.C.

～まずは知ることから始めよう～

A わが家のことを知ろう！

放置するリスクとデメリット

B わが家を空き家にする前に備えよう！

将来への備え・相続
住まいのエンディングノート

C わが家を有効に活用しよう！

親族で使う・他人に貸し出す

D わが家を手放そう！

家付きで土地を手放す
家を取り壊して、さら地にして手放す

E わが家をどうしたらよいかわからない？ 専門家に相談しよう！



半田市建設部建築課

〒475-8666 半田市東洋町2-1 TEL 0569-84-0670 (住宅担当直通)

半田市

A わが家のことを知ろう！～放置するリスクとデメリット～

空き家を放置すると資産価値が低下し、売却が困難になったり、ご近所に迷惑をかけてしまいます。



火災による隣接家屋の
全焼・死亡事故
(74歳・69歳夫婦が被害者と想定)
損害額 6,375万円※

外壁材等の落下による
第三者死亡事故
(11歳男児が被害者と想定)
損害額 5,630万円※

※出典：空き家発生による外部不
経済の損害額の試算結果(公益財
団法人 日本住宅総合センター)
※あくまで想定額であり、実際には
当事者間の過失割合などが加
味されます。

★「管理不全空家等」や「特定空家等」になり「勧告」を受けると、住宅用地特例が解除され、固定資産税が高くなります。

B わが家を空き家にする前に備えよう！

空き家になる原因は、半分以上が相続によるものです。
空き家にしないために、相続する前にご家族で「誰が住むのか」・
「誰かに貸すのか」・「手放すのか」などをよく話し合っておくことが大切です。

将来への備え

◆相談先：司法書士による空き家・登記無料相談
(半田市建築課)



◎ 元気なうちの備え (成年後見制度・民事信託)

認知症などでご自身の判断能力が十分でなくなったとき、ご家族が家屋や財産の扱いに困ってしまうことが起こります。

◎ もしもの後への備え (遺言書など)

土地家屋などの財産を誰に残したいか「もしも」の後にする意思を確実に託すために、「遺言書」の作成をお勧めします。

相 続

◆相談先：司法書士による空き家・登記無料相談 (半田市建築課)



◎ 相続を前に現在の登記情報を確認しよう！(相続登記の義務化)

現在の所有者が登記に反映されていない状態で相続が発生した場合、権利関係が複雑になり、相続の手続きに時間とお金がかかります。
相続が発生した場合には、速やかに相続登記を行いましょう。

◎ 住まいのエンディングノート 配布窓口：半田市建築課

元気なうちにわが家の将来について、家族で話し合うきっかけとして、ご活用ください。



C わが家を有効に活用しよう！

家屋は、人が住まなくなると急速に傷んでいきます。
また、家を建てた時と生活様式が大きく異なっている場合があります。
安全に住みやすくするために、耐震改修やリフォームする必要があります。

親族で使う

◆相談先：愛知県司法書士会 (相続・登記)
愛知県宅地建物取引業協会 (リフォーム)

思い入れがある家を次の世代へ引き継ぐことができます。
そのために事前に家族の意向を確認しておくとういでしょう。

他人に貸し出す

◆相談先：愛知県宅地建物取引業協会 (賃貸・リフォーム)

親族の資産として持ち続けることができます。長期にわたって収益が期待できます。

D わが家を手放そう！

家は人が住まなくなると急速に老朽化が進んでいきます。
所有者自身や子どもや孫などの親族が住む予定がなければ、
解体や売却を検討するとよいでしょう。

土地と家屋を手放した場合のメリット

- ◎管理費用や手間がなくなる。
- ◎固定資産税がなくなる。
- ◎相続の時に親族でもめない。
- ◎まとまった資金が得られる。

どうやって売却すればいいの？

◆相談先：愛知県宅地建物取引業協会

売却は不動産業者に仲介を依頼することが一般的な方法です。
どの不動産業者へ依頼したらよいかわからない方は、
愛知県宅地建物取引業協会の「空き家総合相談窓口 TEL.052-522-2567」へ
ご相談ください。
この窓口で、「空き家バンク」への登録の
相談もできます。

